

すまい給付金の受付休止期間延長のお知らせ

すまい給付金

「現金取得者向け新築対象住宅証明書」発行業務

すまい給付金は、消費税率引上げによる住宅取得者の負担をかなりの程度緩和するために創設した制度です。



この度、新型コロナウイルス対策による、『緊急事態宣言』が延長された為
すまい給付金の受付休止期間を延長させていただきます。

お急ぎの方は、すまい給付事務所に郵送申請する事をお勧めいたします。

すまい給付金の受付休止期間

4月20日(月) ~ 5月15日(金)

状況により延長する場合がございます。

なお、その他の業務については、通常通り受付を行います。